平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

令和元年5月15日 国立大学法人 愛媛大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 (平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。)第8条第1項の規定 に基づき、実施計画を定め平成30年度における温室効果ガス等の排出の削減に配 慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 平成30年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針(平成19年12月7日閣議決定。以下「基本方針」という。)に基づき、実施計画を定め可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約(以下「環境配慮契約」という。)を締結した。

2. 環境配慮契約の締結状況

(1) 電気の供給に係る契約

平成30年度は、平成28年度に環境配慮契約方式(裾切り方式)による 競争入札により契約を締結した、愛媛大学6地区の電力需給契約に基づき、 電気の供給を受けた。

(2) 自動車の購入に係る契約

平成30年度においては、購入1件、賃貸借1件の契約について、入札等価格及び環境性能(燃費)を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。

(3) 建築物の設計に係る契約

平成30年度においては、建築物の大規模改修に係る設計業務について環境配慮型プロポーザル方式による契約を2件実施した。建築物の建築(新築、増築等)に係る設計業務については、該当する契約はなかった。

(4) 産業廃棄物処理に係る契約

平成30年度においては、医学部において1件の契約を行い、環境配慮契約方式(裾切り方式)による競争入札を実施した。

※ なお、船舶の調達及び省エネルギー改修事業(ESCO事業)については 該当する案件がなかった

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 平成31年3月1日に環境省主催で香川県にて開催された、「環境配慮契約 法基本方針全国説明会」を受講し、学内に周知を図った。
- 教育研究施設の耐震改修と併せて、積極的に省エネ対策を含めた機能改修工事を計画的に進めているが、小規模(部分的)な省エネ対策等は、ESCO事業に適さないため、今後、エネルギー供給システム等の大規模な更新等が計画された場合には、ESCO事業で行う予定である。また、省エネ対策経費を毎年、一定額確保し、エネルギー効率の悪い機器類を順次、高効率器具に更新するなどの環境に配慮した工事契約を実施している。